

令和7年度学校運営協議会設置通知書交付式・学校運営協議会委員委嘱状交付式  
及び第1回学校運営協議会

日 時：令和7年4月28日（月） 15:00～16:30

場 所：山梨県立甲府西高等学校 校長室（1階）

(1) 学校運営協議会設置通知書交付式・学校運営協議会委員委嘱状交付式

司会（学校運営協議会 担当指導主事）

- ① 開式の言葉（司会）
- ② 県教育委員会あいさつ
- ③ 県教育委員会職員紹介
- ④ 学校運営協議会設置通知書交付
- ⑤ 学校運営協議会委員委嘱状交付
- ⑥ 閉式の言葉（司会）

(2) 第1回学校運営協議会

司会（教頭）

- ① 開会の言葉（司会）
- ② 学校長あいさつ
- ③ 学校運営協議会委員紹介
- ④ 学校運営協議会の運営等に関する要綱について
- ⑤ 学校運営協議会会長及び副会長選出
- ⑥ 会長・副会長あいさつ
- ⑦ 議事（議長 会長）  
ア令和7年度学校運営基本方針について（校長）  
イ学校評価報告書について（校長）  
ウいじめ防止基本方針について（校長）  
エその他
- ⑧ 連絡事項  
ア令和7年度年間行事予定について（教頭）

(3) 意見交換

(4) 閉会の言葉（司会）

※今後の予定

第2回学校運営協議会 10月24日（金）

第3回学校運営協議会 2月17日（火）

令和7年度 甲府西高等学校運営協議会委員

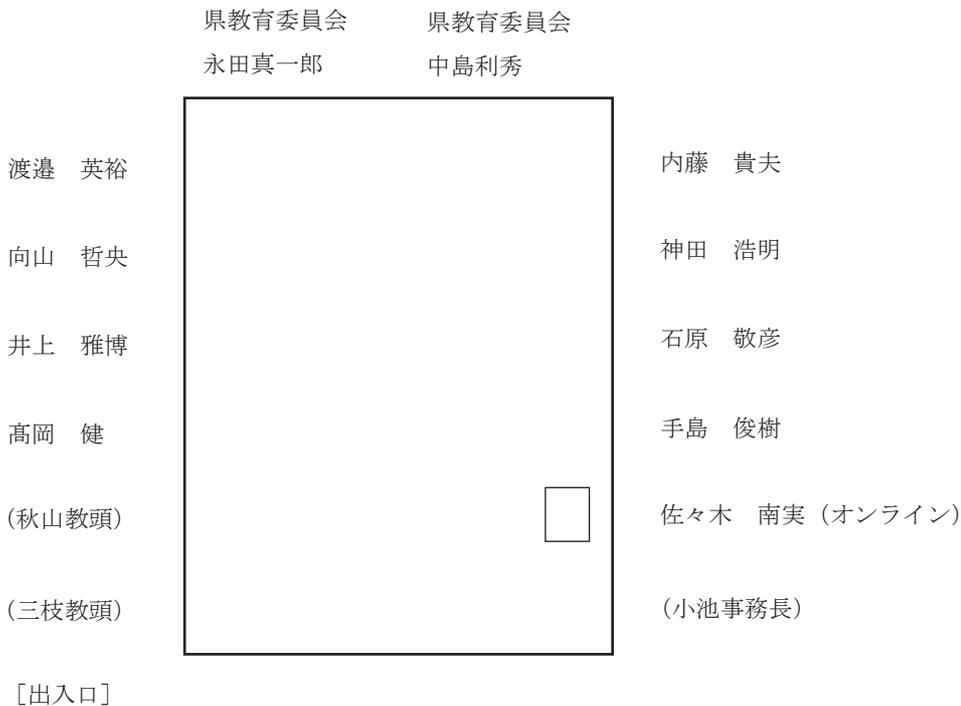
令和7年4月28日

内藤 貴夫	下飯田東部自治会会長
神田 浩明	P T A会長
石原 敬彦	同窓会会長
渡邊 英裕	学校長
手島 俊樹	元教育長、元校長
佐々木 南実	都留文科大学 文学部国際教育学科 専任講師
向山 哲央	甲府市地域防災課課長
井上 雅博	株式会社アドヴォネクト
高岡 健	甲府市立甲府西中学校校長

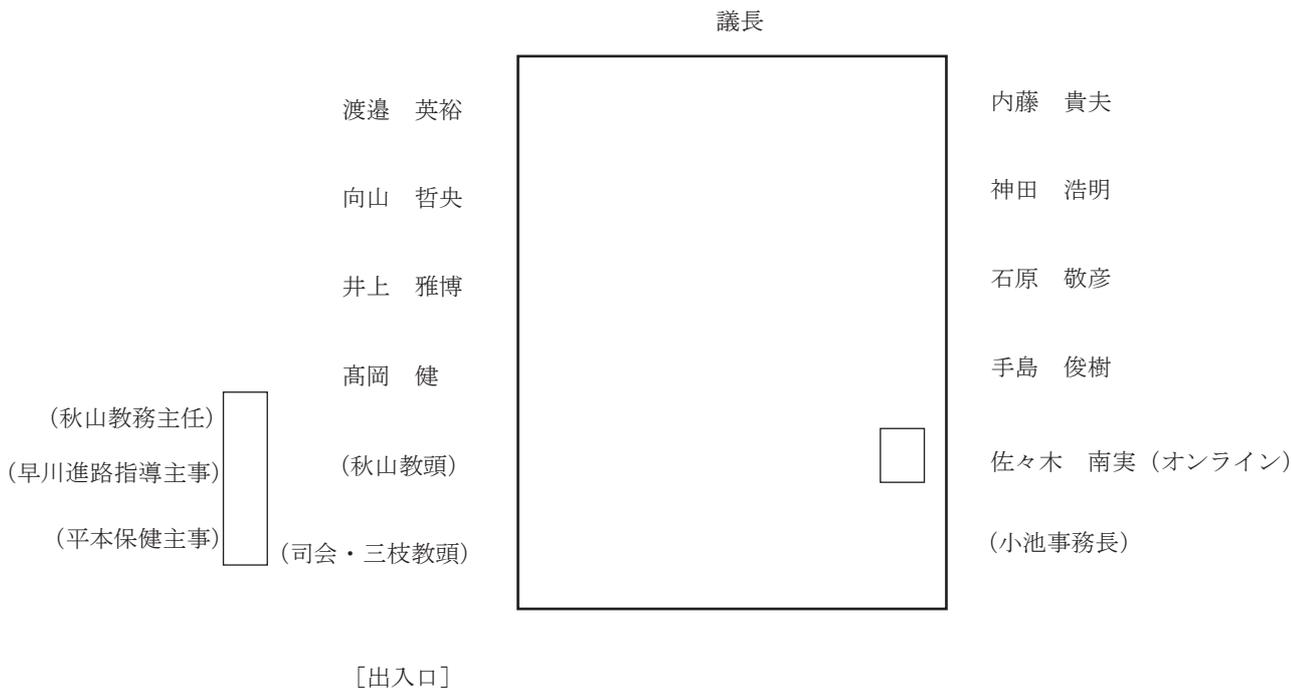
# 座席表

令和7年4月28日(月)  
15:00～  
甲府西高等学校 校長室

## ○ 学校運営協議会設置通知書交付式・学校運営協議会委員委嘱状交付式



## ○ 第1回学校運営協議会



## 山梨県立甲府西高等学校 学校運営協議会の運営等に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、「山梨県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則」及び「山梨県立学校における学校運営協議会の運営等に関する要綱」に基づき山梨県立甲府西高等学校（以下「甲府西高校」という。）に設置する学校運営協議会（以下「協議会」という。）について、必要な事項を定める。

### (協議会の設置)

第2条 山梨県教育委員会（以下「教育委員会」という。）は甲府西高校に協議会を置く。  
2 前項の協議会は教育委員会及び校長の権限と責任の下、保護者及び地域住民等の学校運営への参画や、保護者及び地域住民等による学校運営への支援・協力を促進することにより、学校と保護者及び地域住民等との間の信頼関係を深め、学校運営の改善や生徒の健全育成に取り組むものとする。

### (基本的な方針の承認)

第3条 校長は、次の各号に掲げる事項について、毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。

- (1) 教育目標及び学校経営計画に関すること
- (2) 教育課程の編成に関すること
- (3) その他校長が必要と認めること

2 校長は、前項の規定により承認された基本的な方針に従って学校運営を行うものとする。ただし、承認が得られない特別な事情がある場合は、校長は承認を得ずに学校運営を行うことができる。

3 前項でいう特別な事情とは、次に掲げる事項とする。

- (1) 協議会の委員（以下「委員」という。）同士の意見が対立して協議会として合意形成が行えない場合
- (2) 協議会としての活動の実態が認められない場合
- (3) 校長と協議会の方針が対立し、学校の円滑な運営に著しい支障を生じるおそれがあると認められる場合
- (4) 一部又は全部の委員による偏った運営がなされていると認められる場合
- (5) その他学校運営協議会の運営が適正を欠いてしまっていると認められる場合
- (6) やむを得ない理由により協議会の開催ができない場合

### (意見の申し出)

第4条 協議会は、前条第1項各号に掲げる事項のほか、甲府西高校の運営全般について校長又は校長を経由して教育委員会に対して、意見を述べることができる。

2 協議会は、甲府西高校の職員の任用に関して次に定める事項について、校長を経由して教育委員会に対して意見を述べるることができる。ただし、特定の個人に関するものを除くものとする。

- (1) 学校運営の基本方針の実現に資する建設的な意見
- (2) 学校の教育上の課題を踏まえた一般的な意見

(学校運営等に関する評価)

第5条 協議会は、毎年度1回以上、甲府西高校の運営状況等について評価を行うものとする。

(委員の委嘱等)

第6条 委員は15名以内とし、次の各号に掲げる者のうちから校長の推薦により教育委員会が委嘱又は任命（以下「委嘱」と総称する。）する。ただし、次の第1号から第4号に掲げる者は、協議会の委員に必ず含めるものとする。

- (1) 甲府西高校の所在する地域の住民
  - (2) 甲府西高校に在籍する生徒の保護者
  - (3) 甲府西高校の運営に資する活動を行う者
  - (4) 校長
  - (5) 甲府西高校の教職員
  - (6) 学識経験者
  - (7) 関係行政機関の職員
  - (8) 甲府西高校の所在する地域の産業界等の代表者
  - (9) その他教育委員会が適当と認める者
- 2 委員の辞職等により欠員が生じた場合には、教育委員会は速やかに新たな委員の委嘱を行うものとする。
- 3 委員は、特別職の地方公務員の身分を有する。
- 4 委員以外の者も協議会の求めに応じて意見を述べることができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

- 2 前項のほか、委員は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。
- (1) 委員たるにふさわしくない非行を行うこと
  - (2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること
  - (3) その他、協議会及び甲府西高校の運営に著しく支障をきたす言動を行うこと

(任期)

第8条 委員の任期は、委嘱の日から当該委嘱の日が属する年度の末日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の在任期間とする。

- 2 委員の再任は、妨げない。

(会長及び副会長)

第9条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。ただし、校長及び

教職員は、会長及び副会長の職に就くことはできない。

- 2 会長が会議を招集し、議事を掌る。ただし、原則として会長が会議の議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を行うものとする。

#### (議事)

第10条 協議会は、会長が、校長と協議の上、開催日前に議案を示して招集する。ただし、緊急を要する場合には、この限りでない。

- 2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 議事について利害関係を有する委員は、当該議事に参与することができない。
- 5 会長は、議事について会議録を作成し、保管しなければならない。

#### (部会)

第11条 協議会は、協議会の円滑な運営を図るとともに、具体的な事項を検討するため、協議会に部会を置くことができる。

- 2 部会で検討した事項は、協議会に報告する。
- 3 部会の運営その他部会に関し必要な事項は、別に定める。

#### (協議会の会議の公開)

第12条 協議会の会議は、次に掲げる場合を除き公開する。

- (1) 甲府西高校の職員の採用その他の任用に関する事項について協議するとき
- (2) その他特別の事情により協議会が必要と認めたとき

- 2 協議会の会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ会長に申し出なければならない。
- 3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。
- 4 協議会は、協議会の会議の全部又は一部を非公開とすることを決定した場合は、その理由を明らかにしなければならない。

#### (協議会の会議の周知)

第13条 会長は、協議会の会議の開催日について、学校のホームページ等の適切な方法により県民に対する周知に努める。ただし、協議会の会議を緊急に開催する必要性が生じたとき等やむを得ない場合はこの限りでない。

#### (協議結果等の公表)

第14条 会長は、協議会の会議の公開、非公開にかかわらず、協議会の会議の終了後、議事録を作成するとともに、協議会の会議の議題及び議事の進行状況が分かる会議の概要を学校のホームページ等に掲載するよう努めるものとする。

- 2 協議会の会議資料及び議事録等の公開に当たっては、山梨県情報公開条例第8条各号に該当する事項の取扱いに十分留意する。また、委員の個人情報（氏名、職業、地位、

会議の出欠、会長等の別等)を公開する場合は、方法及び内容について、事前に本人の了承を得る。

(委員の解嘱等)

第15条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、委員を解嘱又は解任(以下「解嘱」と総称する。)することができる。

- (1) 本人から辞任の申出があったとき
- (2) 第7条に規定に違反したとき
- (3) 心身の故障のため職務を遂行することができないとき
- (4) その他解任に相当する事由が認められるとき

2 校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認められる場合は、直ちに教育委員会に報告しなければならない。

3 教育委員会は、委員を解嘱する場合は、その理由を示すとともに、当該委員から意見陳述の機会を与えることを求められたときは、これを認めなければならない。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営やその他協議会に関し必要な事項は、協議会が別に定める。

附則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。



# 令和7年度教育目標

山梨県立甲府西高等学校

## 1 校訓

「自己を知り 自己を深める」

## 2 教育目標

自主・自律の精神と創造性を尊び、幅広い知性と豊かな人間性の涵養を図るとともに、常に自己と社会をよく見つめ、高い理想のもと広く社会で活躍する人材を育成する。

## 3 学校経営方針

- (1) 個別最適な学びや協働的な学び、探究的な学びなどをおして主体的に学ぶ力を育成する。
- (2) グローバル化の進展やデジタル化による社会の変革など、時代の変化に対応した教育活動を展開する。
- (3) 学習と部活動の両立を支援し、活力に満ちた学校づくりを推進する。
- (4) 教育相談体制の充実と情報共有を図り、個に応じた指導を推進する。
- (5) 家庭や地域、関係機関との連携を深め、本校教育活動の発展を図る。
- (6) 健康と安全への理解を深め、学習環境と教育設備の整備に努める。

## 4 指導重点・努力目標

「自分を律し、自己を高めていく」人間力の育成を目指し、以下に取り組む。

- (1) 学び方を学ばせる視点のもと、主体性を引き出す深い学びを推進し、批判的な思考を通して、本質を粘り強く追究しようとする探究的に学びとる力の育成に努める。
- (2) 自己実現を図る進路目標の設定とその達成に向けた取組を支援し、自分の立ち位置を知り、自己の可能性を切り拓く意欲の醸成に努める。
- (3) 部活動や学校行事、学校外活動など、様々な経験ができる機会を提供し、他者を思いやり認め合いながら、人との関わりの中で成長できるよう努める。
- (4) P T A・同窓会・地域・高等教育機関などとの連携を深め、国際バカロレアの趣旨を生かすなど、時代のニーズに応える特色ある教育活動の構築と推進に努める。

## 山梨県立甲府西高等学校【普通科(単位制)】

### スクール・ポリシー

#### グラデュエーション・ポリシー（育成を目指す資質・能力に関する方針）

##### ○教育目標と今後の方針

「自主・自律の精神と創造性を尊び、幅広い知性と豊かな人間性の涵養を図るとともに、常に自己と社会をよく見つめ、高い理想のもと広く社会で活躍する人材を育成する」教育目標のもと、特にこれからの予測困難な時代に向けて、国際バカロレアの学習アプローチとICTの積極的な活用により、自ら課題を発見・設定、多様な他者と協働しながら知識を活用し、課題解決に取り組む力の育成を図る。

##### ○育成を目指す資質・能力

- ・幅広く深い教養
- ・物事を深く掘り下げ本質を粘り強く追究する、探究的に学びとろうとする力
- ・自他を尊重し、多様な人々と協働できる力
- ・挑戦する姿勢や信念をもち、自己の将来を自ら切り拓く力

#### カリキュラム・ポリシー（教育課程の編成及び実施に関する方針）

○グラデュエーション・ポリシーに掲げた資質・能力を育成するため、以下の方針により、時代の変化に対応した教育活動を展開する。

- ・65分授業やICTの積極的な活用により、十分な協働学習の環境を整えることで、知識の定着にとどまらず、知識を活用する力を育むことを目的とした探究的な学びの充実を図る。
- ・国際バカロレアの授業を選択する機会をより多く与えるため、一部を学校設定科目に設定し、単科履修を認める。
- ・探究的な要素を強くもつ国際バカロレアの趣旨を全ての教科、科目に取り入れ、思考力やリサーチ力、コミュニケーション力、社会性、自己管理能力など、深く学ぶための力の育成を図る。
- ・フラットなクラス編成により、互いに学び合い成長し合える環境を整える。
- ・幅広い選択科目を用意し、幅広く学ぶことができる環境を整える。

#### アドミッション・ポリシー（入学者の受け入れに関する方針）

##### ○志願してほしい生徒像

- ・納得のいくまで深く考える姿勢をもって、自己の知識や教養をひろめていくことに努める者
- ・本校を志望する目的が明確で、知性、身体、心のバランスを大切にしたい生活を送ろうとする者
- ・信念をもって挑戦する姿勢を大事にし、自己の将来を自ら切り拓こうとする意欲をもつ者
- ・国際バカロレアの教育プログラム等を通して、自らの学びを充実させようとする意欲のある者

様式1 令和6年度 山梨県立甲府西高等学校評価報告書(自己評価・学校関係者評価)

学校目標・経営方針	自主・自律の精神と創造性を尊び、幅広い知性と豊かな人間性の涵養を図るとともに、常に自己と社会をよく見つめ、高い理想のもと広く社会で活躍する人材を育成する。
本年度の重点目標	1 学び方を学ばせる視点のもと、主体性を引き出す深い学びを推進し、批判的な思考を通して、本質を粘り強く追究しようとする探究的に学びとる力の育成に努める。 2 自己実現を図る進路目標の設定とその達成に向けた取組を支援し、自分の立ち位置を知り、自己の可能性を切り拓く意欲の醸成に努める。 3 部活動や学校行事、学校外活動など、様々な経験ができる機会を提供し、他者を思いやり認め合いながら、人との関わりの中での成長できるよう努める。 4 PTA・同窓会・地域・高等教育機関などとの連携を深め、国際バカロレアの趣旨を生かすなど、時代のニーズに応える特色ある教育活動の構築と推進に努める。
「自分を律し、自己を高めていく」人間力の育成を目指し、右の通り取り組む。	

山梨県立甲府西高等学校校長 高見澤 圭一

評価	4 良くできている。
	3 できている。
	2 あまりできていない。
	1 できていない。

自己評価

番号	評価項目	具体的方策	方策の評価指標
1	個別最適な学びや協働的な学び、探究的な学びなどをおとした主体的に学ぶ力の育成	「問いを立て追究する」という生徒の探究力向上を目指し、深い学びを提供する授業改善に取り組む。 教員のICT活用指導力の向上を図り、各教科等の目標を達成するためにICTを活用する。 課題論文やIBを中心に据えながら、探究型学習プログラムや教育課程の開発整備を進める。	教員の自己評価アンケート 授業アンケート 教員の自己評価アンケート 授業アンケート 教育課程の編成 課題論文の指導計画 学校評価アンケート
2	自分の立ち位置を知り、自己の可能性を切り拓く意欲の醸成	生徒の学力向上に資する指導改善に向け、学びの基礎診断の結果をもとに生徒の基礎学力の分析と学力向上対策を適切に行う。 進路講演会や進路ガイダンスを適切に配し、入試等への理解度を高めるとともに、目標達成に向けた学力向上に資する課外や講座等を効果的に実施する。 目標を意識し、その達成に向けて自主的に取り組む自己管理能力を向上させるため、学習手帳の利用を進め、面談や個別指導等に活用する。	学力到達ゾーン指標の変動 教員相互の授業評価シート 学校評価アンケート 大学等合格状況 学校評価アンケート 学校評価アンケート
3	部活動や学校行事、学校外活動などにより、他者を思いやり認め合いながら、人との関わりの中での成長を支援	豊かな人間性や人間関係形成能力の育成を図るため、生徒及び指導者のワークライフバランスの視点から学校行事や部活動等のあり方を見直すことにより、生徒の主体的な取組を促す指導を推進する。 社会の一員としての自覚、社会参画への意欲などの醸成に向け、地域貢献や異校種間交流、ボランティア活動など、様々な体験ができる機会を提供する。 悩みや問題を抱える生徒の早期発見に努め、教職員間及び外部機関との連携を密にして、生徒一人一人の学校生活をサポートする。	学校評価アンケート 行事開催状況 学校評価アンケート 生活実態調査 学校評価アンケート
4	PTA・同窓会・地域・高等教育機関などとの連携を深め、国際バカロレアの趣旨を生かした特色ある教育活動の構築と推進	グローバル化の進展やデジタルによる社会の変革など時代の変化などに対応する素養を身に付けさせるため、PTA、同窓会、地域、大学や企業等との連携を図り、各種講演会など多様な学びの機会を提供する。 本校の特色化を図り、知的好奇心や探究心などの育成につながるため、新入生に対してプレIB講座を実施するなど、IBの良さが共有できる教育活動を展開する。 教育活動の充実改善に生かすため、ホームページを情報発信に留めず、双方向的に利用し開かれた学校づくりにも有効に活用する。	学校評価アンケート プレIB講座実績 学校評価アンケート 授業アンケート HPアクセス数 学校評価アンケート

年度末評価(2月18日現在)		
自己評価結果	達成度	成果と次年度への課題・改善策
・教員は探究的学習を意識した授業改善を継続して行っており、多くの生徒が学習の深まりを実感できている。 ・教員はICT機器の活用への意識を高く持ち、ICT機器を有効活用した授業実践に取り組んでいる。生徒も、授業や家庭においてICT機器を活用している。 ・課題論文についてはこれまでの指導経験の蓄積を踏まえ、指導計画も修正を加えてより効果的なものへと改善している。生徒の課題研究論文は質が高いものが増えている。	A	・教育センターや校内における研修会、県内外の視察等を通してさらなる授業改善への取組を進めていく。 ・それぞれの教員におけるICT機器のさらなる効果的な活用方法を探っていく。また、年数を経た機器の更新も課題である。 ・生徒の意見も反映しながら、課題研究論文への取組が生徒の進路選択の可能性を広げられるようにさらに改善していく。
・学びの基礎診断や模擬試験の結果は、学力到達度や問題別正答率等の分析をもとに今後の課題と対応策を教員間で共有し指導に生かしている。 ・各種講演会や進路ガイダンスは計画に則り適切に実施され、生徒の興味関心を高め高校卒業後の人生を考える進路選択の役に立っている。 ・生徒は学習手帳を有効に活用して、自己管理に努めている。また、各種面談の適時実施により適切な指導が行われている。	B	・定期試験や学びの基礎診断の結果に基づいて教科間の連携を図り、生徒の学習量のバランスを調整するなどの配慮した指導をしていく。 ・土曜講座の実施にあたっては、内容や方法について検討し、必要な見直しを行う。 ・学習手帳の利用等により生徒のタイムマネジメント意識の向上をさらに図っていく。
・生徒の学習活動と部活動の両立のための工夫と努力を継続している。また、学園祭などの学校行事も安全に配慮して行われ、生徒の主体性を育成する場となっている。 ・異校種間交流として盲学校の学園祭や、地域との交流として地元公民館で演奏を披露する取組を行うことができた。 ・保健安全部と年次が密に連携してきめ細やかに教育相談や指導にあつたっている。また、スクールカウンセラーを効果的に利用できている。	B	・ICT等を活用した業務改善を進め、教員が生徒と向き合う時間を確保する取組を推進する。生徒にとって最適な部活動の在り方について共通理解をして実施することが必要である。 ・校外におけるボランティア活動など、生徒が様々な経験をすることができた。 ・スクールカウンセラーや関係機関との連携を図り、悩みを抱える生徒のサポートに努め、生徒が充実した学校生活を送れる環境を整えようとしている。 ・プレIB講座を継続するとともに、IBの良さを共有できることにより、IBへの理解を深め、関心を高めることができた。 ・ホームページによって教育活動の内容や学校からの情報が適切に保護者等に発信されている。
・同窓生や大学などと連携して行った各種講演会やガイダンスは生徒にとって有意義なものとなっている。 ・1年次生に対して実施されたプレIB講座により、IBへの理解を深め、関心を高めることができた。 ・ホームページによって教育活動の内容や学校からの情報が適切に保護者等に発信されている。	B	・各分野で活躍する同窓生との連携を密に図り、生徒への多様な学びの機会の提供を充実させていく。 ・プレIB講座を継続するとともに、IBの良さを共有できることにより、IBへの理解を深め、関心を高めることができた。 ・ホームページによって教育活動の内容や学校からの情報が適切に保護者等に発信されている。

学校関係者評価

実施日(令和7年3月4日)	
評価	意見・要望等
4	・生徒が自身の興味に応じてテーマを設定する課題論文は、大学進学の際の学部・学科の選択を助けた。もっと大きな可能性につながっていると思います。ますます充実することを期待します。 ・教職員は探究的学習を目指したカリキュラムの構成について資料に基づいた説明より理解できた。課題論文についても前年に比べてより層の高い内容の説明と提出された論文からより深い内容になっていることが理解できた。 ・課題論文やIBを中心とした探究的学習プログラムや教育課程の整備により、生徒の探究心や自主的な学びが向上し、進路選択の幅が広がることにより、実質的な学びが促進されていることは高い評価に値すると思います。2025年には課題論文のガイド改訂もあると思いますので、ワークショップへの参加はもとより、実践コミュニティ内での勉強会の実施など、大学としても協働の幅を広げさせていただきたいと思っています。 ・風見澤先生を通じて、御々が自分の学びたいことを自己探究する姿勢、そしてQuestの実施によってアウトプット、他生徒にも主体的に学ぶ方法を共有することができていると感じます。また国際バカロレアを選択している生徒はもとより、学校全体が国際バカロレアの教育に沿った学習内容を取り入れていることからも、この項目が達成できていると考えます。
4	・自分の立ち位置を知るといって、集団の中での自分の位置づけ的なイメージを持ちます。「自己を知り、自己を深める」における自己と、自分の立ち位置としては、少しあるような気がします。 ・生徒に対する将来の進路への適切な指導を行うための講演会や進路指導等に多方面から指導を行っており自主的、主体的な目標をわたせる指導をしっかりと行っています。 ・進路ガイダンスに関する指導は、生徒の学力向上に直結し、効果的な学習支援を可能にしていると思います。また、進路指導に関しては、先日、別のIB高校から依頼を受け、本校の学生が高校に入学し、大学生活やIB教育の生き生きとした様子やキャリア形成について高校生に話を聞く機会をいただきました。年齢の近い大学生からの話は有用なガイダンスであると感じました。このような取り組みに対してご検討いただければ幸いです。 ・進路ガイダンスに関する活躍している進路指導の方々の活躍が、多様な進路について可能性を教員に考えられる環境が備わっていると感じます。担任との三者懇談、進路相談の機会も多く、一人ひとりに合わせた勉強の方法、将来への学びを提示してくれていると考えます。また、学習手帳により自分の未来像の構築、学習方法の復習を生徒自身が行うことができたことも良いと感じます。
4	・さまざまな取組の大きい成果を感じました。一つ一つの取組が校風をつくり、その校風の中でそれぞれの取組が行われます。生徒と教員の皆さんで西高らしい校風を築いてほしいと思います。 ・コロナ禍後、部活動・学校行事・学校外活動が活性化している中、生徒の学習活動と部活動等の両立のための工夫・努力に大変御苦労されていることが推察されます。今後さらにあらゆる機会をベースとして生徒には「心」豊かな状態で学校生活を過ごしてほしいと思っています。 ・学習活動と部活動を両立するための工夫が継続されており、ICTの活用により教員と生徒とのface to faceの時間を確保しようという努力もあり、生徒が充実した学校生活を送れる環境が整えられていると思います。IB World SchoolならではのOASIS・インスパイアされた校外活動などにより多くの生徒が参加できるところになることで、総合型入試等への進路選択の幅も広がる可能性があると期待できます。 ・数多くの部活動が存在し、無理なく楽しく学業と両立しながら取り組める環境。そして、風見澤先生や体育祭などのイベントが定期開催されていることで、クラス間での結束も強まり、その過程において他者と協働する機会も多くあります。この過程の中でこの項目を達成できていると考えます。
4	・私は西高在職中、1西高は卒業生を大事にする学校でありたいと言っていました。具体的な内容は曖昧でした。西高生のこれからの人生に思いをいたすことである、と今は思っています。 ・本校の特色である「国際バカロレア」の教育方針に則って行われているこの施策は大きな効果も上げておられます。これからの生徒の人間形成に重要な影響を及ぼすと思われ、特に生徒の生活環境は家庭・学校という限られたコミュニティに制限されている中で地域・住民とのかわりにより知識や考え方に幅広い柔軟性や創造性を広げていかなければならないと、保護者の方々の認識のもとに取組を進める努力を怠るべきではないと感じます。 ・甲府西高では国際バカロレア(IB)の理念を活かしながら、各方面と連携し、特色ある教育活動を推進しています。しかし、日本の社会全体としてはまだまだIBの知名度は低く、教育に携わる人々でもフランスのバカロレアと混同して語られる人がいるほどです。高校として重要なターゲットである中学生やその保護者がアクセスしやすく、学校の特色を伝えやすい形式で、より効果的な情報発信を継続的にしていくことが期待されます。 ・国際バカロレアの教育をバカロレア選択者に関わらず学校全体がその特色を取り入れた教育をしており、これは全生徒に将来につながる学びの方法を教えることに繋がっています。

留意点 (1)重点目標と評価項目については、各学校の現状と課題に基づき、実情に合わせて重点化し、設定する。  
(2)学校関係者評価については、年度当初に今年度の重点目標の現状と具体的な対策を説明し、評価に必要な情報提供を計画的に行う。学校関係者評価実施日とは、最終回の学校評価委員会等を開催し、学校自己評価を踏まえて評価を受けた日とする。

# 山梨県立甲府西高等学校

## いじめ防止基本方針

令和7年度ダイジェスト版

# 山梨県立甲府西高等学校 いじめ防止基本方針

山梨県立甲府西高等学校

令和7年4月1日

## <はじめに>

いじめは、将来にわたってその子どもの内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめの問題の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない生徒の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にできる精神を貫くことや、教職員自身が、生徒を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、生徒の人格のすこやかな発達を支援するという生徒観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

## 第1章 いじめの問題に関する基本的な考え方

いじめは、人として決して許されない行為である。しかしながら、どの生徒達にも、どの学校にも起こり得ることから、学校、家庭、地域が一体となって、継続して、未然防止、早期発見、早期対応に取り組む事が重要である。

いじめ問題への取組にあたっては、校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的な取組を進める必要がある。とりわけ、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む未然防止の活動は、教育活動の在り方と密接にかかわっており、すべての教職員が日々実践することが求められる。

# 1 いじめとは

## (1)いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

[いじめ防止対策推進法第2条]

けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

## (2)いじめの具体例、態様

- ①冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ②仲間はずれ、集団による無視をされる
- ③軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ④ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ⑤金品をたかられる
- ⑥金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ⑦嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ⑧パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

# 2 いじめの基本認識

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認

知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが必要である。いじめには様々な特質があるが、以下の①～⑧は、教職員がもつべきいじめ問題についての基本的な認識である。

- ① いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめはその行為の態様によって暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは教職員の生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは家庭教育の在り方に大いに関わりをもっている。
- ⑧ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

### 3 いじめ防止のための学校の体制

いじめ問題への取組にあたっては、学校長のリーダーシップのもとに「いじめを根絶する」という強い意志を持ち、学校全体で組織的な取組を行う必要がある。そのためには、早期発見・早期対応はもちろんのこと、いじめを生まない土壌を形成するための「予防的」「開発的」な取組を、あらゆる教育活動において展開することが求められる。本校においては、いじめ問題への組織的な取組を推進するため、学校長が任命したいじめ問題に特化した機動的な「いじめ対策委員会」を設置し、そのチームを中心として、教職員全員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を推進していく。その際、組織が有効に機能しているかについて、定期的に点検・評価を行い、生徒の状況や地域の実態に応じた取組を展開していく。

## (1) 「いじめ対策委員会」

いじめ対策委員会は、学校長が任命した次の構成員により組織する。なお、メンバーは事例に応じて柔軟に対応していく。

○ 構成員:校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、保健安全主任、生徒指導・生徒会指導部副主任、各年次主任、養護教諭

○ いじめ対策委員会の役割

- |                  |                    |
|------------------|--------------------|
| ① 学校いじめ防止基本方針の策定 | ② いじめの未然防止         |
| ③ いじめへの対応        | ④ 教職員の資質向上のための校内研修 |
| ⑤ 年間計画の企画と実施     | ⑥ 年間計画進捗のチェック      |
| ⑦ 各取組の有効性の検証     | ⑧ 学校いじめ防止基本方針の見直し  |

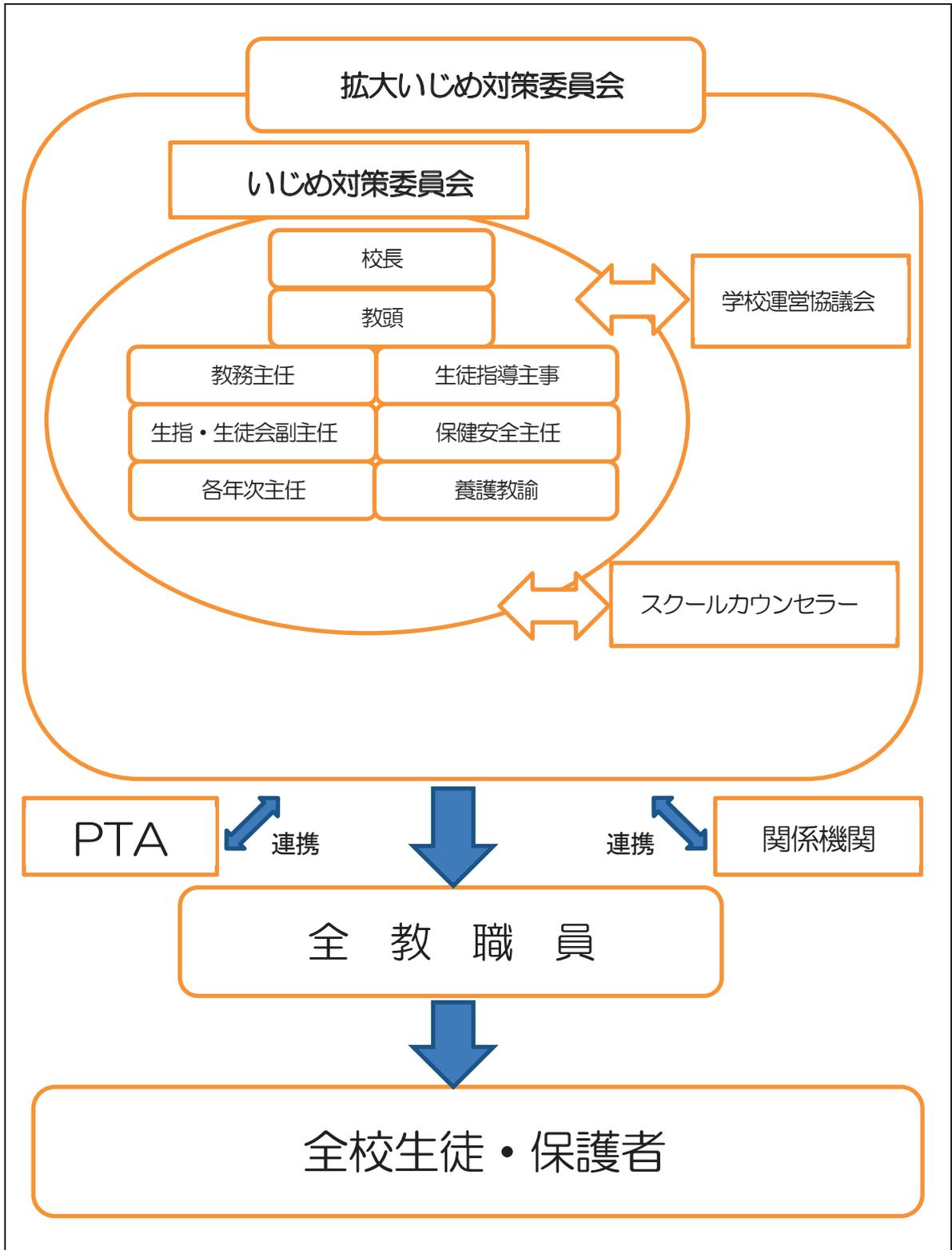
## (2) 「拡大いじめ対策委員会」(学校運営協議会に併設)

○ 構成員: いじめ対策委員会構成員+学校運営協議会委員(スクールカウンセラー)

○ 拡大いじめ対策委員会の役割

- ① 拡大いじめ対策委員会は、学期に1回程度(学校運営協議会に併せて)開催する。
- ② 拡大いじめ対策委員会は、直近の「いじめ実態調査」の結果等を踏まえ、いじめ問題への対応について検証する。
- ③ いじめ事案の発生時は緊急対応し、事案に応じていじめ対策委員会メンバーに必要なメンバーを加え対応する。
- ④ いじめ対策委員会での内容や事案に応じての対応については、職員会議等において全職員に報告し周知徹底する。

## 【いじめ防止のための学校の体制】



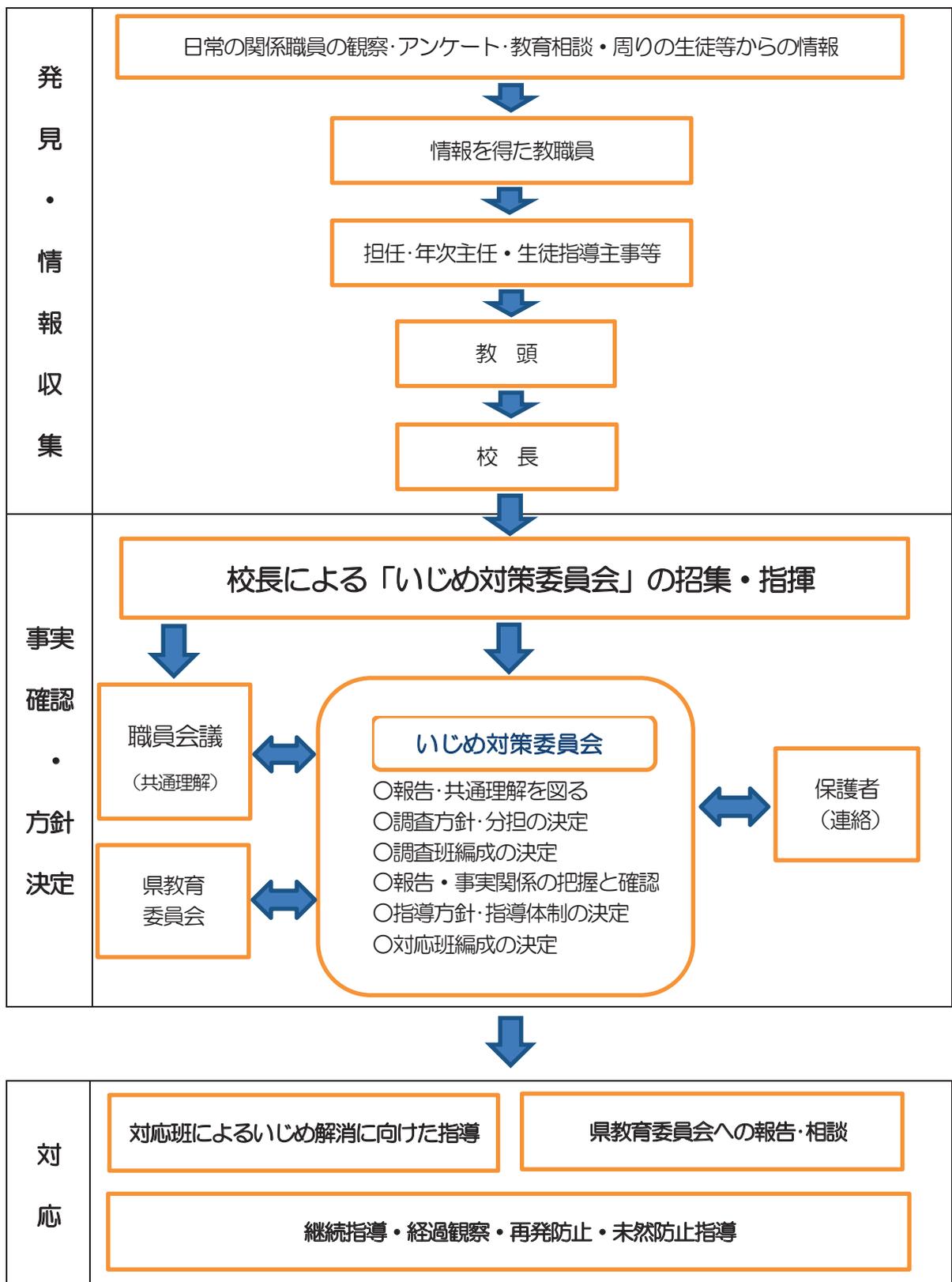
## 4 年間計画 「いじめ防止指導計画」

	1年次	2年次	3年次	学校全体
4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>保護者への相談窓口周知</li> <li>生徒への相談窓口周知</li> <li>「中学からの調査書」「個人調査票」等によって把握された生徒状況の集約</li> <li>HRづくり・年次づくり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保護者への相談窓口周知</li> <li>生徒への相談窓口周知</li> <li>HRづくり・年次づくり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保護者への相談窓口周知</li> <li>生徒への相談窓口周知</li> <li>HRづくり・年次づくり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「学校いじめ防止基本方針」の周知（HP掲載）</li> <li>PTA総会で「学校いじめ防止基本方針」の趣旨説明</li> </ul>
5月	<ul style="list-style-type: none"> <li>二者懇談会期間</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>二者懇談会期間</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>二者懇談会期間</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>いじめ対策委員会(1)（年間計画の確認、指導情報の共有）</li> </ul>
6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活実態調査(1)実施</li> <li>鳳凰祭準備期間に合わせてHR状況の把握</li> <li>ネットモール教室</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活実態調査(1)実施</li> <li>鳳凰祭準備期間に合わせてHR状況の把握</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活実態調査(1)実施</li> <li>鳳凰祭準備期間に合わせてHR状況の把握</li> </ul>	
7月	<ul style="list-style-type: none"> <li>三者懇談会期間（家庭での状況把握）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>三者懇談会期間（家庭での状況把握）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>三者懇談会期間（家庭での状況把握）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>いじめ対策委員会(2)</li> </ul>
8月				
9月				
10月	<ul style="list-style-type: none"> <li>二者懇談会期間</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>二者懇談会期間</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>二者懇談会期間</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>拡大いじめ対策委員会(1)</li> </ul>
11月	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活実態調査(2)実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活実態調査(2)実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活実態調査(2)実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>いじめ対策委員会(3)</li> </ul>
12月			<ul style="list-style-type: none"> <li>三者懇談会期間（家庭での状況把握）</li> </ul>	
1月	<ul style="list-style-type: none"> <li>三者懇談会期間（家庭での状況把握）</li> <li>学校評価アンケート</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>三者懇談会期間（家庭での状況把握）</li> <li>学校評価アンケート</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校評価アンケート</li> </ul>	
2月	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活実態調査(3)実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活実態調査(3)実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活実態調査(3)実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>いじめ対策委員会(4)</li> <li>拡大いじめ対策委員会(2)</li> </ul>
3月				

## 5 取組状況の把握と検証（PDCA）

いじめ対策委員会は、年4回、検討会議を開催し、取組の計画の進展や、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、また必要に応じて学校基本方針や計画の見直しなどを行う。

# いじめが起きた場合の初期対応



4月			5月			6月			7月		
日	曜	A/B	行事	日	曜	A/B	行事	日	曜	A/B	行事
1	火	休	新任職員打合せ 新職員会議 教科会議 年次会議 分掌会議	1	木	A	(創立記念日)	1	日		
2	水	休		2	金	A	交通安全教室(6校時)	2	月	A	朝礼 教育実習開始 進路ガイダンス(1) 運営委員会 追試験(3) 大学入学共通テスト模試(3)
3	木	休	年次会議	3	土	祝	憲法記念日	3	火	A	追試験(3) 尿検査(二次) 年次会議
4	金	休	職員会議	4	日	祝	みどりの日	4	水	A	生徒会役員選挙・投開票 年次会議 総合学力記述模試(3) 総合学力記述模試(1,2,3)
5	土			5	月	祝	こどもの日	5	木	A	中学校教員対象説明会 夏季原付免許取得説明会 カリキュラム委員会③
6	日			6	火	祝	振り替え休日	6	金	A	
7	月	休		7	水	行	県高校総体1日目	7	土		きずなの日 共通テスト出願説明会①(3)
8	火	行	朝礼 着任式・前期始業式 大掃除	8	木	行	県高校総体2日目 愛校作業	8	日		
9	水	行	第79回入学式	9	金	B	県高校総体3日目	9	月	B	きずなの日 進路ガイダンス(2)
10	木	行	学びの基礎診断テスト(2)・学力テスト(3) 個人写真撮影・校内研修会(1) PTA会計監査	10	土			10	火	B	
11	金	行	学びの基礎診断テスト(1,2)・学力テスト(3) 対面式 年次会議 PTA役員会	11	日			11	水	B	職員会議・週礼 校内安全衛生委員会
12	土			12	月	A	きずなの日 運営委員会 あいさつ運動(~5/16)	12	木	B	第1回定期試験入力完了 履修仮登録提出(切) 耳鼻科健診(1)(2・3抽出)
13	日			13	火	A		13	金	B	IB公開授業研究会
14	月	行	身体計測 新入生歓迎会・鳳凰祭オリエンテーション きずなの日 DP始業式 運営委員会 第1回進路希望調査	14	水	A	週礼 年次会議 内科健診(3)	14	土		GTEC検定版(3)
15	火	A	授業開始 校歌練習	15	木	A	生徒協議会 IB指導法研究会	15	日		
16	水	A	職員会議・週礼 歯科健診(2)(1-1~3)	16	金	A	IB保護者合同ガイダンス(18:00~)(1) 第1回全統記述模試(3)	16	月	A	生徒会役員選挙公示 第1回生活実態調査 きずなの日
17	木	A	委員会集会 内科健診(1)	17	土		第1回全統記述模試(2,3)	17	火	A	
18	金	A	春季バイク通学許可式 PTA理事会・年次部会理事会 結核検診・心電図検査(1)	18	日			18	水	A	週礼
19	土		鳳凰祭実行委員会・HR長合同会議	19	月	B	きずなの日 生徒総会・報告会・関東大会壮行会 第1回定期試験時間割発表	19	木	A	
20	日			20	火	B	カリキュラム委員会② 尿検査(一次)	20	金	A	
21	月	B	きずなの日 壮行会・部集会 自転車ヘルメット・ステッカー点検週間	21	水	B	職員会議・週礼 エビベン研修会 推薦委員会①	21	土		海の日
22	火	B	ss-meet開始 生徒協議会 眼科健診(1)(2・3抽出)	22	木	B		22	日		三者懇談
23	水	B	週礼 カリキュラム委員会① 歯科健診(3)(1-4・5)	23	金	B	PTA常任理事会・専門委員会	23	月	B	野球部・全国大会壮行会
24	木	B	大掃除 安全点検 IB指導法研究会 内科健診(2)	24	土			24	火	B	休業前集会・大掃除・年次集会・LHR 生徒会役員認証式 第2回全統共通テスト模試(3)
25	金	B	PTA総会・年次部会総会 進路ガイダンス(3) 公開授業(1,2)金ベースの時間割 クラス懇談会	25	日			25	水	B	朝礼 鳳凰祭前日準備 夏季休業開始 第2回全統共通テスト模試(3) 夏季課外(1,2)~7/29
26	土			26	月	行	第1回定期試験	26	木	行	鳳凰祭1日目(YCC県民文化ホール)
27	日			27	火	行	第1回定期試験	27	金	行	登校日
28	月	A	IB履修ガイダンス(1) 第1回学校運営協議会	28	水	行	第1回定期試験	28	土	行	鳳凰祭2日目
29	火	祝	昭和の日	29	木	行	第1回定期試験 ネットモラル教室(1)	29	日		夏季課外(1,2) 学校説明会動画(~8月31日) 夏季課外I(3)~8/1 夏季課外(1,2)
30	水	A	週礼 新任職員オリエンテーション	30	金	家	定期試験成績処理日	30	月	振	振り替え休日(6/28)
31	土			31	土		大学入学共通テスト模試(3)	31	木	休	

8月			9月			10月			11月						
日	曜	A/B	行事	日	曜	A/B	行事	日	曜	A/B	行事				
1	金	休		1	月	A	きずなの日 共通テスト出願説明会②(3) 総合防災避難訓練週間(～9/5) 学力テスト入力完了(3)	1	水	B	後期始業式 週礼	1	土		総合学力テスト(1,2)
2	土			2	火	A		2	木	B	芸術鑑賞会 第2回定期試験入力完了	2	日		
3	日			3	水	A	週礼 年次会議	3	金	B	生徒協議会 IB指導法研究会 第3回全統記述模試(3)	3	月	祝	文化の日 IB最終試験(AM PM)
4	月	休	令和7年度教育課程研究会	4	木	A		4	土		第3回全統記述模試(3) preIB土曜講座(1)	4	火	A	履修本登録提出済切 IB最終試験(AM)
5	火	休	令和7年度教育課程研究会(各部会) (全体研修会) イングリッシュキャンプ(～8/9)	5	金	A	第1回共催大学入学共通テスト模試(3)	5	日			5	水	A	週礼 年次会議
6	水	休	夏季課外II(3) ～ 8/8	6	土		第1回共催大学入学共通テスト模試(3) 土曜課外(1,2)	6	月	A	きずなの日 運営委員会	6	木	A	県芸術文化祭パレード・グランドステージ IB最終試験(PM)
7	木	休		7	日			7	火	A	推薦委員会⑥	7	金	A	運営委員会 IB最終試験(AM) 校外清掃 第3回共催大学入学共通テスト模試(3)
8	金	休		8	月	B	運営委員会 第2回定期試験時間割発表 IB定期試験(3)	8	水	行	体育祭	8	土		第3回共催大学入学共通テスト模試(3) 土曜課外(1,2)
9	土		第2回小論文講座(3)	9	火	B	推薦委員会④ IB定期試験(3)	9	木	A	年次会議	9	日		
10	日			10	水	B	職員会議・週礼 IB定期試験(3)	10	金	A	第2回共催記述模試(3) 第2回共催記述模試(3)	10	月	B	きずなの日 IB最終試験(PM) 第3回定期試験時間割発表
11	月	祝	山の日	11	木	B	IB定期試験(3)	11	土			11	火	B	IB最終試験(AM)
12	火	休		12	金	B	IB定期試験(3)	12	日			12	水	B	職員会議・週礼
13	水	休	学校閉庁日	13	土			13	月	祝	スポーツの日	13	木	B	
14	木	休	学校閉庁日	14	日			14	火	B	生徒協議会	14	金	B	
15	金	休	学校閉庁日	15	月	祝	敬老の日	15	水	B	成績会議・職員会議・週礼	15	土		
16	土			16	火	行	第2回定期試験	16	木	B	IB履修相談会(1) 献血(3)	16	日		
17	日			17	水	行	第2回定期試験	17	金	B	授業公開(1,2) PTA理事会	17	月	行	第3回定期試験
18	月	休		18	木	行	第2回定期試験	18	土			18	火	行	第3回定期試験
19	火	休		19	金	行	第2回定期試験 薬物乱用防止教室(1)	19	日			19	水	行	第3回定期試験
20	水	休	夏季課外III(3)～8/21	20	土			20	月	A	きずなの日 生徒総会・報告会 あいさつ運動(～10/24)	20	木	家	県民の日
21	木	休		21	日			21	火	A		21	金	行	第3回定期試験 全統ブレ共通テスト(3)
22	金	休	夏季休業終了	22	月	家	定期試験成績処理日	22	水	A	週礼	22	土	行	全統ブレ共通テスト(3)
23	土		第2回全統記述模試(1,2,3)	23	火	祝	秋分の日	23	木	A	冬季原付免許取得説明会	23	日	祝	勤労感謝の日
24	日			24	水	A	週礼	24	金	A	第2回学校運営協議会 第3回全統共通テスト模試(3)	24	月	祝	振り替え休日
25	月	B	朝礼 休業明け集会 報告会 推薦委員会③ 学力テスト(3) 第2回進路希望調査 運営委員会 学力テスト(3)	25	木	A	推薦委員会⑤	25	土		第3回全統共通テスト模試(3)	25	火	家	定期試験成績処理日
26	火	B		26	金	A		26	日			26	水	A	週礼 IB指導法研究会
27	水	B	週礼 IB指導法研究会 生徒協議会 IB English B IA(3)	27	土		土曜課外(1,2)	27	月	B	キャリアガイダンス職業編(1) IB最終試験(PM) 生活実態調査②	27	木	A	
28	木	B	職員会議 IB English B IA(3)	28	日			28	火	B	IB最終試験(AM)	28	金	A	総探講演会(1・2)
29	金	B	大掃除 夏季バイク通学者許可式 IB English B IA(3)	29	月	B	きずなの日	29	水	B	週礼	29	土		土曜課外(1,2)
30	土		オープンスクール(AMorPMは未定)	30	火	B	安全点検 自転車ヘルメット・ステッカー点検週間	30	木	B	推薦委員会⑦	30	日		
31	日		第3回小論文講座(3)					31	金	B	総合学力テスト(2) IB最終試験(PM)				

12月			1月			2月			3月		
日	曜	A/B	行事	日	曜	A/B	行事	日	曜	A/B	行事
1	月	B	きずなの日	1	木	祝	元旦	1	日	行	第78回卒業証書授与式
2	火	B		2	金	休		2	月	振	3月1日の振り替え休日
3	水	B	週礼 職員巡回健康相談	3	土			3	火	A	運営委員会
4	木	B	第3回定期試験入力完了 原付免許取得者集会	4	日			4	水	A	卒業認定会議・週礼・卒業式主任会
5	金	B		5	月	休		5	木	A	前期募集検査選抜審査委員会
6	土		修学旅行結団式(2) 土曜課外(1)	6	火	休	冬季休業終了	6	金	A	職員会議(前期募集内定) 年次会議 大学入学共通テスト模試(2)
7	日			7	水	A	朝礼 休業明け集会 運営委員会	7	土		大学入学共通テスト模試(2)
8	月	A	修学旅行(2)	8	木	A	年次会議	8	日		
9	火	A	修学旅行(2)	9	金	A		9	月	B	単位追認試験(3) 第3回生活実態調査(3登校日に実施)
10	水	A	修学旅行(2) 週礼	10	土			10	火	B	進路ガイダンス(2)
11	木	A	修学旅行(2)	11	日			11	水	祝	建国記念の日
12	金	A	12月6日の振替休日(2) キャリアガイダンス(進学編 1年)	12	月	祝	成人の日	12	木	B	職員会議・週礼 校内安全衛生委員会 生徒協議会
13	土			13	火	B	第3回進路希望調査(1, 2)	13	金	B	第4回定期試験時間割発表 IB全体研修会 PTA3年次部会理事会
14	日			14	水	B	職員会議・週礼	14	土		
15	月	B	きずなの日 運営委員会	15	木	B	春季原付免許取得説明会	15	日		
16	火	B		16	金	B	英語検定(準会場 1, 2) 冬季原付バイク通学許可式	16	月	A	きずなの日 第3回生活実態調査(1, 2) 第3回学校運営協議会
17	水	B	週礼 生徒協議会	17	土		大学入学共通テスト 総合学力テスト(1, 2)	17	火	A	
18	木	B	年次会議	18	日		大学入学共通テスト	18	水	A	週礼
19	金	B	IB指導法研究会	19	月	A	きずなの日 総合学力テスト(2) 大学入学共通テスト自己採点(3)	19	木	A	
20	土		2年次課題論文中間発表会(1・2)	20	火	A	三者懇談(1, 2)	20	金	行	第4回定期試験
21	日			21	水	A	職員会議(前期入試関係)・週礼	21	土		
22	月	A	成績会議・職員会議	22	木	A	三者懇談(1, 2)	22	日		
23	火	A	合格内定者集会(3)	23	金	A	三者懇談(1, 2)・出願指導面談(3)	23	月	祝	天皇誕生日
24	水	行	休業前集会 報告会 大掃除 音楽発表会	24	土		土曜講座(1, 2年次共通)	24	火	行	第4回定期試験
25	木	休	冬季休業開始 共通テストリハーサル(3)	25	日			25	水	行	第4回定期試験 職員会議(後期募集関係)・週礼
26	金	休	共通テストリハーサル(3)	26	月	B	三者懇談(1, 2)・出願指導面談(3)	26	木	行	第4回定期試験 大掃除
27	土			27	火	B	三者懇談(1, 2)・出願指導面談(3)	27	金	行	表彰式 卒業式予行 DP修了式 同窓会入会式
28	日			28	水	B	大掃除・前期募集検査会場準備	28	土		
29	月	休	校内完全閉鎖(～1/3)	29	木	家	前期募集選抜検査	29	日		
30	火	休		30	金	家	前期募集選抜検査	30	月	休	新任会
31	水	休		31	土		1年次課題論文ポスター発表会(1)	31	火	休	

## 第1回学校運営協議会 議事録 4月28日(月)

出席者 内藤 貴夫 下飯田東部自治会会長  
神田 浩明 P T A会長  
石原 敬彦 同窓会会長  
渡邊 英裕 学校長  
手島 俊樹 元教育長、元校長  
佐々木 南実 都留文科大学 文学部国際教育学科 専任講師 (オンライン)  
向山 哲央 甲府市地域防災課課長  
井上 雅博 株式会社アドヴォネクスト (欠席)  
高岡 健 甲府市立甲府西中学校校長

学校職員 渡邊 英裕 校 長  
小池 裕美 事務長  
三枝 和博 教 頭  
秋山 岳臣 教 頭  
秋山 裕 教務主任 (欠席)  
早川 剛裕 進路指導主事  
平本 圭子 保健主事  
根津 敦司 記 録

### (1) 学校運営協議会設置通知書交付式・学校運営協議会委員委嘱状交付式

司会 (学校運営協議会 担当指導主事)

- ① 開式の言葉 (司会)
- ② 県教育委員会あいさつ
- ③ 県教育委員会職員紹介
- ④ 学校運営協議会設置通知書交付
- ⑤ 学校運営協議会委員委嘱状交付
- ⑥ 閉式の言葉 (司会)

### (2) 第1回学校運営協議会

司会 (教頭)

#### ① 開会の言葉 (司会)

#### ② 学校長あいさつ

まず、学校運営協議会の委員を受けていただき感謝している。

本校でも令和7年度から、学校運営協議会が設立された。

「協議会の設置理由」にあるように、学校運営協議会の設置目標は、学校運営の改善や生徒の健全育成に取り組むことである。

今までであれば、校長が人事異動で変われば学校運営も変わることもあったが、学校運営協

議会を機能させ、そのような問題に対応していきたいと考えている。  
忌憚のない意見をいただきたい。

### ③ 学校運営協議会委員紹介

### ④ 学校運営協議会の運営等に関する要綱について

資料 P 4～7 の通り

### ⑤ 学校運営協議会会長及び副会長選出

意見がないようなので、事務局より提案 → 会長 石原様、副会長 佐々木様 → 異論なし

### ⑥ 会長・副会長あいさつ

### ⑦ 議事（議長 会長）

#### ア 令和 7 年度学校運営基本方針について（校長）

資料 P 8、9 にあるように、前年度と大きな変更はない。

前校長と十分な引継ぎができたかということ、そうでない部分もある。

今年度の先生方と情報共有しながら「自己を知り、自己を深める」という校訓を軸に学校運営を進めている。

3 学校経営方針、4 指導重点・努力目標について、すべて大切であるが特に力を入れたい内容について説明する。

・ 3 学校経営方針（1）主体的に学ぶ力、

4 指導重点・努力目標（1）主体性を引き出す深い学びについて

他者と接することで育まれる力である。n・stage 79 号の生徒の言葉にあるように、自分に必要な知識は何かを感じ取り、学びの意義を理解してほしいと感じている。

・ 3 学校経営方針（4）教育相談体制の充実について

PTA 総会の折には、短い時間ではあったがスクールカウンセラーから講義をいただいた。多感な時期に人間関係のトラブルに発展することもある。レジリエンスといった力を身に付けるとも重要になる。

・ 3 学校経営方針（5）連携の強化 について

これについても強化を進めていきたい。

資料 P 9 スクールポリシーについて

教育目標ともリンクをしている。

#### 【質問・意見】

委員：子供たちがのびのびと楽しく学校生活を送ることが大切。教員間で共有しながら学校運営をお願いしたい。

承認される方は挙手→満場一致で承認

## イ 学校評価報告書について（校長）

外部からの評価は非常に高いが、学校内での評価はまだ足りない部分もある。  
今年度も継続して重点目標を設定したい。

### 【質問・意見】

委員：学校評価報告書は誰が作るのか。自己評価は誰が評価しているのか。

校長：校内で作成する。自己評価は分掌の意見を参考にしながら校内で評価している。

委員：重点目標の番号2「立ち位置」という言葉が聞き慣れないが、どのような意味か。

校長：自分は何がわかって何がわからないか、自分の強みは何かを理解することと考えている。

承認される方は挙手→満場一致で承認

（学校評価報告書はHPに掲載する予定）

## ウ いじめ防止基本方針について（校長）

この方針はいじめ防止、早期発見、適切な対応のために作られたものである。

学校運営協議会の委員の皆様には、拡大いじめ対策委員会の委員をお願いしたい。

いじめ事案に対する学校の対応について、意見をいただくことになっている。

### 【質問・意見】

委員：P12「はじめに」にあるが、ネット社会が進み、SNSの急速な普及の関係で目に見えないところでの関係がいじめにつながるようになってきている。先生方も発見が遅れることもあると思うが、アンテナを高くして生徒をしっかりと観察していただきたい。

校長：盗撮について、以前は条例違反であったが、近年法令で定められ、罰則が厳しくなっている。何気なく加害者になってしまうことを防ぐためにも、予防をしっかりしていく。

委員：スクールロイヤーはどこに位置づけられるのか。

校長：組織には入ってこない。外部相談機関。法令が絡み、判断に悩む場合に相談することになっている。

委員：P15 ①、②は理解できるが、③、④を確認したい。

拡大いじめ対策委員会と、いじめ対策委員会の役割がはっきりしていないと感じる。

校長：場合によっては、拡大いじめ対策委員会の委員の方にいじめ対策委員会に入っていたり、可能性がある。文言がわかりづらいので、訂正する。

承認される方は挙手→満場一致で承認

（趣旨は変化しないが、必要な修正を加えさせていただく予定）

## エ その他

特になし

### ⑧ 連絡事項

#### ア 令和7年度年間行事予定について（教頭）

学校運営協議会の役員の方に来校をお願いできればと考えている日について

- ・ 6月13日(金)IB 公開授業研究会（主に本校職員が研修会をする）
- ・ 6月26日(木) 学園祭1日目、27日(金) 学園祭2日目、28日(土) 学園祭3日目  
特に6月27日(金)は今年度初めて西高生の時間を定める。

PTA 役員の方々にも参加していただき、意見をいただく予定になっている。

- ・ 10月15日(水)体育祭 小瀬体育館アリーナを貸し切り、実施予定である。
- ・ 10月17日(金)授業公開

#### 【質問・意見】

委員：6月13日(金)IB 公開授業研究会は何時からか？大学生の参加は可能か？

教頭：12：50～13：55 授業1

14：00～14：30 教科研究会[分科会]1

14：35～15：40 授業2

15：45～16：15 教科研究会[分科会]2

16：25～17：00 研究会[全大会]

大学生について、ぜひ参加していただきたい。

委員：参加者について、事前に名簿を送付する予定。

### （3）意見交換

地域と連携した防災教育のあり方をはじめ、学校運営協議会が学校の取り組みに如何に関わり支援をしていくかについて、意見が交わされた。

### （4）閉会の言葉（司会）